

「スマホ PC もしも補償」利用規約

本規約は、アルテリア・ネットワークス株式会社（以下「当社」といいます。）が、日本 PC サービス株式会社（以下「提供会社」といいます。）の提供する「修理費用保険（通信端末修理費用補償特約付き）付き駆けつけ訪問サポート優待サービス」（以下「訪問優待サービス」といいます。）の提供を受けることのできる権利（以下「利用権」といいます。）を付与するサービス（以下「本サービス」といいます。）を、第1条に定める会員（以下「会員」といいます。）に提供するにあたっての諸条件を定めるものです。

第1条（会員）

- 1 会員とは、当社が「Portas 利用規約」等に基づき提供するサービスプラットフォーム「Portas」の会員登録者をいい、会員が本サービスを利用するために当社と締結する契約（以下「利用契約」といいます。）の申込者、契約者をいいます。
- 2 会員のうち、法人名義の会員においては、本サービスのうち一部の提供が制限される場合があることについて、予め同意するものとします。なお、詳細は別記に定めるものとします。

第2条（本規約の適用）

本規約は、Portas 利用規約の一部を構成するものとし、本規約に規定されていない事項については、Portas 利用規約を適用します。また、本規約と Portas 利用規約が抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、本規約が優先するものとします。

第3条（本規約の変更）

当社は、会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

第4条（利用申し込み）

- 1 会員は、第1条に記載した、「Portas」の1の会員登録につき、1の利用契約を申し込むことができます。
- 2 利用契約の申し込みをする際は、本規約に同意したうえで当社所定の方法で申し込みをし、当社が承諾した場合、利用契約が成立したものとします。（以下、「契約成立日」といいます。）
- 3 当社は、会員が次の各号に該当する場合には、利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 利用契約の申し込みにおいて虚偽の事実を記載した場合。
 - (2) 料金等の債務不履行と認められる事実を行った場合、または支払を怠る恐れがあ

ると当社が判断した場合。

(3) 過去に不正使用などにより、本規約もしくは Portas 利用規約に基づく契約等の解除、または本サービス等の利用を停止されたことがある場合。

(4) 本サービスの提供が技術的に困難と思われる場合。

(5) 申込者が、第 1 条に定める「Portas」の会員登録者の情報と一致しない場合。

(6) 申込者が未成年者であり、利用契約の申込にあたり、親権者または法定代理人の承諾を得ていない場合。

(7) その他、申込者が本サービスを利用することについて不相当である場合。

4 第 2 項に定める利用契約への申込の承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことがあります。

第 5 条（本サービス料金）

1 当社は、本サービスの利用料金について別記に定めるものとします。

2 本サービスの月額基本料金は月毎に定められるものとし、利用契約の契約成立日の属する月から発生するものとします。なお、契約成立日が当該月の中途であった場合でも、当該月における月額基本料金の日割計算は行わないものとします。

3 当社は、会員に対し本条に定める料金を請求し、会員は遅滞なく支払うものとします。

4 会員は、訪問優待サービスの提供を受ける場合は、提供会社が定める規約に基づく利用料金が別途発生することを、予め承諾します。

5 会員は、本サービスの利用料金が、訪問優待サービスの利用の有無、成果の有無にかかわらず発生することについて予め同意します。

第 6 条（本サービスの内容）

1 当社は別記に定める本サービスを会員に提供し、会員は、本サービスの提供を受けることで、訪問優待サービスの利用が可能となります。

2 本サービスに基づき会員が利用することができる訪問優待サービスは、提供会社の責任において提供、運営されるサービスであり、当社は当該訪問優待サービスの提供、運営に関して何ら責任を負うものではありません。

3 利用契約の締結は、訪問優待サービスに適用される提供会社の利用規約に同意いただくことが条件となります。利用契約の締結により、提供会社の利用規約に同意いただいたものとみなします。なお、当社は提供会社を代理するものではなく、代理店その他代理権を有するものではありません。

4 利用契約に基づく当社の義務は、本規約に明記された業務のほか、本サービスの提供開始日より継続して提供会社が訪問優待サービスを提供できるよう権利付与に要する手配、処理を行うことに限られるものとし、当社はこれを誠実に遂行します。

- 5 会員は、訪問優待サービスを利用しようとする場合、別途提供会社に対し直接申し込みを行う必要があります。当該申し込みは、会員の責任にて、提供会社所定の方法により行っていただきます。
- 6 会員は、訪問優待サービスに関連する質問、相談等について、提供会社に直接問い合わせのうえ解決いただきます。当社にお問い合わせいただいた場合も、提供会社の連絡先をお伝えすることのみにより回答させていただきます。

第7条（本サービスの提供期間）

本サービスの提供期間は、利用開始日から解約日の属する月の末日までとします。

第8条（契約者、利用者の義務）

会員は、本サービスの提供を受けるにあたり、提供会社の利用規約において禁止されている行為は行ってはなりません。

第9条（本サービスの解約）

- 1 当社は、会員からの申し出により利用契約を解約するものとします。なお、解約が成立した日が、当該月の中途であった場合でも、当該月における月額基本料金の日割計算は行わないものとし、当該月の末日までの月額基本料金をご請求させていただきます。また、解約当該月中の再申し込みはできません。
- 2 当社は、会員が次に定める事項に該当する場合、何ら催告を要せず利用契約を解除します。
 - (1) 会員が本サービスの利用料金の支払等を遅滞した場合
 - (2) 第4条3項に定める事実が明らかになった場合
 - (3) 本規約の定めに違反した場合
 - (4) その他サービスの継続提供が著しく信義に反する場合
 - (5) その他当社が利用契約の解約について適当であると判断した場合

第10条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスの提供および会員による訪問優待サービスの利用にあたり、可用性、有用性、正確性等を保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、会員の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等の不可抗力を原因として発生した被害については、当社は責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を初めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能

不全に陥れるテロ行為をいいます。)

- 4 本規約に特段の定めがある場合を除き、当社の責に帰すべき事由により、本規約の定めに従い本サービスの提供を行わなかった場合、当社が会員に対し負う損害賠償の範囲は、当該会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られ、逸失利益、当社の予見の有無を問わず発生した特別損害、付随的損害、間接損害その他の拡大損害については責任を負わないものとし、また賠償額の上限は、対象となる利用契約に基づき当社が受領した本サービスの対価の合計額とします。ただし、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その限りではありません。
- 5 当社は、訪問優待サービスに関連して生じた会員の損害について一切責任を負いません。訪問優待サービスに関連して生じた会員および第三者の損害は、提供会社の利用規約の定めに基づき、提供会社と会員との間ですべて解決いただきます。
- 6 訪問優待サービスの不備その他提供会社における訪問優待サービスの提供に係る債務不履行は、何ら当社の利用契約の不履行を構成するものではありません。
- 7 本条その他本規約の規定において、当社の責に帰すべき事由における当社の損害賠償責任の全部または一部を免責する規定は、当社の故意又は重過失による場合には、適用されません。

第 11 条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、利用契約から生じた権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または引き受けさせてはならないものとします。

第 12 条（準拠法・裁判管轄）

本規約に基づく取引は、日本法を準拠法として適用するものとし、会員と当社との間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

- 1 本規約は 2025 年 6 月 24 日より実施するものとします。
- 2 本規約は 2025 年 7 月 24 日より実施するものとします。
 - ・第 1 条 2 項、別記 1 ②
法人名義の会員へのサービス利用制限について追記しました。

【別記】

1 本サービスの内容

本サービスは、提供会社が提供する以下の訪問優待サービスの利用権を会員に付与するサービスです。

① 駆けつけ訪問サポート優待サービス

訪問スタッフがお客さまの指定された場所に訪問した上で行う、日本国内で使用されるお客さまのパソコン、スマートフォン、タブレット、デジタル機器および周辺機器（当該機器等に記録されたデータ、および付属部品を含みます。）の設置設定、操作レッスン、データ復旧、部品交換、修理・トラブル解決サービスを、通常サポート料金（部品代、外注修理代、別途交通費を除く）の10%割引価格で利用できるサービス。

② 修理費用保険（通信端末修理費用補償特約付き）

携帯端末機の損壊、自然故障、水没による修理費用を上限10万円まで補償する保険。

保険金の支払回数は、事故発生日を基準とし、年間1回を上限とします。

保険期間の始期は、本サービスへの利用申し込み後、契約成立日が属する月の翌月1日とします。

※上記の訪問優待サービスの利用に際しては、提供会社が定める「訪問サポート優待 利用規約」（URL：<https://www.j-pcs.info/portas/moshimo/terms.pdf>）が適用されます。

※訪問優待サービスのうち、「②修理費用保険（通信端末修理費用補償特約付き）」については、個人名義の会員に対してのみ提供されるものであり、法人名義の会員への提供はありません。

※その他、訪問優待サービスの詳細は、上記規約のほか、提供会社のホームページその他提供会社が開示する資料等をご参照ください。

2 料金表

会員は、本サービスに関わる以下の利用料金について、当社が定める期日までに支払っていただきます。

区分	内容	月額基本料金（税込）	備考
基本サービス	「修理費用保険（通信端末修理費用補償特約付き）付き駆けつけ訪問サポート優待サービス」の利用権の付与	385円	1 利用契約毎

セットサービス	「修理費用保険（通信端末修理費用補償特約付き）付き駆けつけ訪問サポート優待サービス」の利用権の付与	341 円	1 利用契約毎
---------	---	-------	---------

※ご請求時点で本サービスを含む「Portas サービス」のうち、2つ以上ご請求対象の場合、セットサービスの料金が適用されます。

※本サービスに基づき、提供会社の「訪問優待サービス」を利用する場合は、提供会社が定める規約に基づく利用料金が別途発生します。

3. 提供会社への「訪問優待サービス」申込等に関する連絡先、受付時間

本サービスをお申し込みいただいた会員の Portas マイページ内でお知らせするものとします。